

# 「消費者力」の向上に向けた消費者教育・啓発事業 （「消費者力UPプロジェクト」）企画募集について

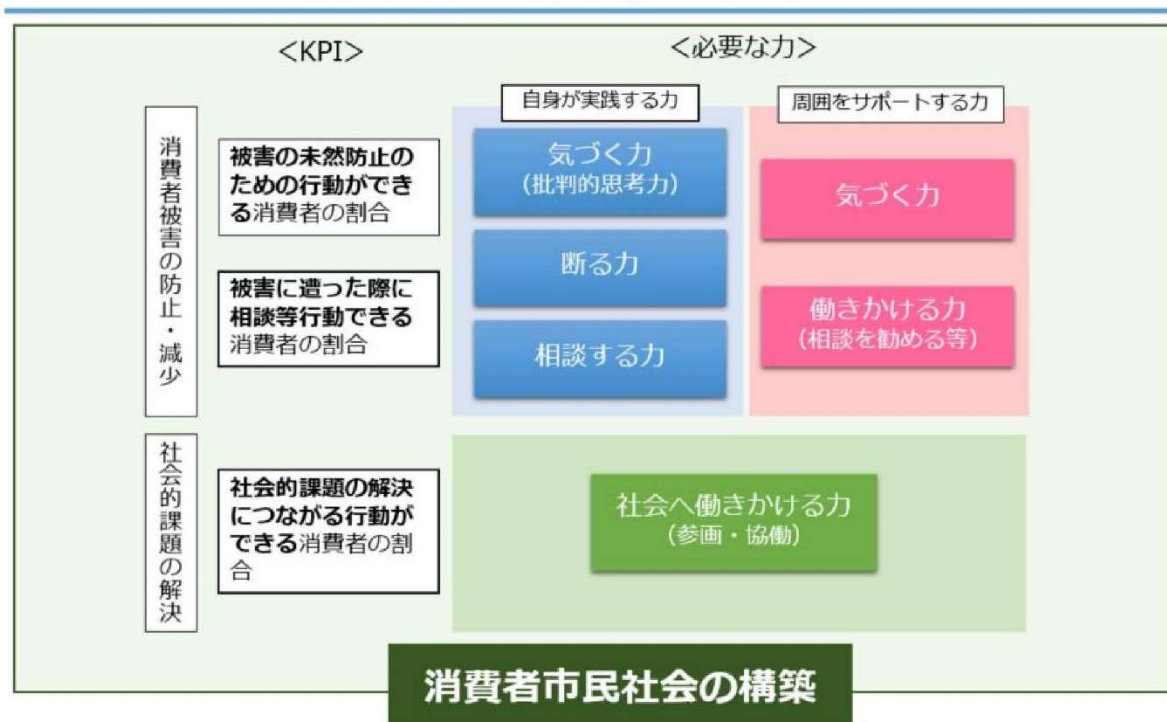
## ＜趣旨・概要＞

消費者市民社会の構築を図ることを目的として、気づく（批判的思考）・断る・相談する・働きかける等の「消費者力」の向上を目指し、行政と消費者（市民）との協働により、消費者教育・啓発事業「消費者力UPプロジェクト」を実施するもの。

※消費者市民社会…消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会（消費者教育推進法により定義）

※消費者力…「自身が実践する力」である①違和感に「気づく力（批判的思考力）」、②きっぱりと「断る力」、③一人で抱えず「相談する力」と、「周囲をサポートする力」である①家族等の異変に「気づく力」、②相談を勧める等「働きかける力」、また、「社会へ働きかける力（参画・協働）」。（第5期消費者教育推進会議（消費者庁所管の審議会）に設置された、「消費者力」育成・強化ワーキングチームにてとりまとめ）

## 「消費者力」の体系的整理のイメージ



■消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）（抄）

（基本理念）

第三条 消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行わなければならない。

（令和5年9月 「消費者力」育成・強化ワーキングチーム取りまとめ より）

## <令和8年度 募集内容>

消費者力の向上に向けた以下の取組を実施いただける方を募集します。

### (1) 消費者力 UP のための企画実施

事業者との連携や、名古屋市スポーツ市民局消費生活課（名古屋市消費生活センター）で実施する各種講座との協働などを通じて、消費者力の向上を図る企画を立案・実施する。

※市から実施経費の支給はございません。

- (例)・消費者被害の未然防止や拡大防止に向けた取り組み
- ・エシカル消費の普及啓発
  - ・高齢者等の消費者被害防止のための見守りの取り組み
  - ・若年層を対象とした消費者教育・啓発

### (2) 成果報告

取組の概要をまとめた事業報告書（様式2）及び、取組全体の成果報告書（A4サイズ、様式および枚数は任意）を作成する。

※成果報告書は、名古屋市スポーツ市民局消費生活課公式ウェブサイト「名古屋市消費生活センター情報ナビ (<https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>)」への掲載を予定しています。

## <応募要件>

以下のいずれかの要件を満たすこと。

- ・市内在住・在学であること（団体の場合は、うち1名以上が市内在住・在学であること）
- ・取組の実施場所が市内であること
- ・取組の実施対象が市内在住・在勤・在学の方であること

## <応募書類>

企画書（様式1）

## <応募期限>

期限 令和8年7月3日（金）

※ご提出いただいた企画書を市内にて審査し、結果を7月中旬頃にメールにて通知します。

《選考基準》事業目的、事業内容、事業遂行能力

## <問い合わせ先>

名古屋市スポーツ市民局消費生活課

担当：土方、林

電話：052-222-9679      FAX：052-222-9678

電子メール：a2229679@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

<参考：テーマ及び委託内容の推移（平成 23 年度～）>

年度	テーマ	委託内容
H23～28	学校における消費者教育の推進 ※大学がテーマ設定	テーマに合わせて、調査研究、教材作成、ウェブサイト作成、啓発パンフレット・グッズ作成、地域貢献活動、「消費生活フェア」等での成果発表等を実施 ※H25～H28 は合わせて、委託大学の中から消費者教育モデル校を指定
H29	消費者市民社会普及啓発	(1) 消費者市民社会を調査研究し、その内容について、「消費生活フェア」等でブース出展等を実施 (2) 調査研究した内容について中学校、高等学校の生徒への授業等による普及啓発の実施 ※ (1) 及び (2) 又は (1) のみを選択
H30～R2	倫理的消費(エシカル消費)	(1) 普及啓発にかかる企画立案 学生がゼミ等を通じ「倫理的消費（エシカル消費）」について学習し、それを行動につなげる仕組みを検討 (2) 普及啓発にかかる企画実施（下記事項全て） ア 学生が幼稚園～高等学校等の児童生徒に対し、授業を実施 イ 「消費生活フェア」でブース展示等を実施 ウ 普及啓発パンフレットの原稿作成（H30、R1 のみ） エ 交流会での実施報告等（H30 のみ） オ 交流会の支援（R2 のみ） カ 平成 30 年度～令和 2 年度の本市委託事業に関連する教育・啓発の取り組み実績をまとめた事例集（A4 サイズで 1～2 枚程度）の作成（R2 のみ）
R3～7	エシカル消費	(1) 普及・啓発についての企画立案 学生がゼミ等を通じて「エシカル消費」について学習するとともに、サステナブル経営に取り組む事業者等と連携し、消費者がエシカル消費を実践するための普及・啓発の方策を企画立案。 (2) 普及・啓発についての企画実施（下記事項全て） ア 学生と事業者等とが連携した普及・啓発活動の実施 イ 名古屋市消費生活フェアへの出展 ウ 市主催のセミナー・トークセッションへの協力 エ 普及啓発の取り組み内容についてウェブサイトやチラシ、情報誌等で成果を発表